

令和 6 年度 「ふれあい地域懇談会」 報告書

< 鎌倉地域（南地区） >

日 時	令和 6 年（2024年） 7 月25日（木） 午後 2 時～ 4 時
場 所	鎌倉市役所 第 3 分庁舎 講堂
出 席 者	自治会・町内会代表 18名 鎌倉市 7 名
内 容	第 1 部 市長からの説明 （１）深沢のまちづくりについて （２）今後のごみ処理方針（戸別収集の実施）について （３）ケアラー支援条例の制定について （４）支所を活用した防災対策について （５）多様な学びの場づくりについて 第 2 部 地域からの議題に関する懇談 （１）道路・ガードレールの補修 （２）名越自治会内の市道（中道）において、大雨の時、汚水マンホールから汚水が溢れ、衛生的に問題があり安心な環境を改善要望します （３）逆川の堆積土、草刈りの例年的予算措置依頼 （４）交通不便地域における建築許可と指導 （５）クリーンステーション監視&防犯目的兼用のカメラ設置について （６）材木座海水浴場が「ブルーフラッグ」の認定を取得できないか （７）孤立・孤独者の支援について （８）旧材木座保育園跡地付近を活用した津波避難施設の整備について （９）民生委員・児童委員等の候補者推薦について

出席者名簿 （敬称略）

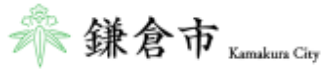
【自治会・町内会等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	大町八雲自治会	池田 健吾	副会長
2	名越自治会	花輪 芳郎	会長
3	大町三丁目自治会	深田 直人	会長
4	大町四丁目自治会	中村 哲也	会長
5	大町五丁目自治会	山田 光利	会長
6	大町六・七丁目自治会	前山 昌代	会長
7	辻町自治会	吉川 敬子	副会長
8	松葉町内会	高野 博	会長
9	乱橋自治会	小野 健次郎	会長
10	東水会自治会	菅野 哲央	会長
11	上河原自治会	足立 良作	会長
12	若松町自治会	山口 良明	会長
13	材木座中央自治会	西澤 俊明	会長
14	材木座宮仲自治会	高山 一朗	会長
15	諏訪町自治会	福本 亨	副会長
16	鎌倉地区自治組織連合会 （芝原自治会）	渡辺 英昭	会長 （会長）
17	仲島町自治会	鈴木 幸夫	会長
18	神明町自治会	三輪 祐弘	会長

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	総務部長	藤林 聖治	
3	市民防災部長	永野 英樹	
4	健康福祉部長	鷲尾 礼弁	
5	まちづくり計画部長	服部 基己	
6	都市景観部長	古賀 久貴	
7	都市整備部長	森 明彦	

第 1 部 市長からの説明 【共通】



令和 6 年度 ふれあい地域懇談会

第 1 部 市長からの報告

鎌倉市長 松尾 崇

Ⅰ.深沢のまちづくりについて



鎌倉市

2

市庁舎移転に向けての現状



鎌倉市

3

令和4年12月
～
令和5年度

鎌倉市役所移転に関する条例（賛成 16 反対 10 で2/3に足らず否決）
の否決以降、情報発信不足などの指摘に対応

⇒動画作成など、様々な方法で周知に取り組む

⇒説明会など（約60回・延べ約1,000名）や「てのりかまくら」
（2,194枚）の配布など、合計約70回・延べ約6,800人

新しい市役所」のイメージを具体化し、
理解度や納得感を高める必要性

令和6年2月 「基本設計」関連予算が可決
基本設計の着手へ



動画でわかる
本庁舎等整備事業

4

深沢のまちづくりの現状



鎌倉市

5

深沢のまちづくりの目的

昭和62年 深沢地区に約8.1 ha の国鉄清算事業団用地が誕生

土地区画整理事業を実施します。

第3の都市拠点

を形成することで、

- ・人口減少、少子高齢化
- ・社会インフラ、公共施設の老朽化
- ・市の財政基盤の強化

等の様々な課題に対応します。



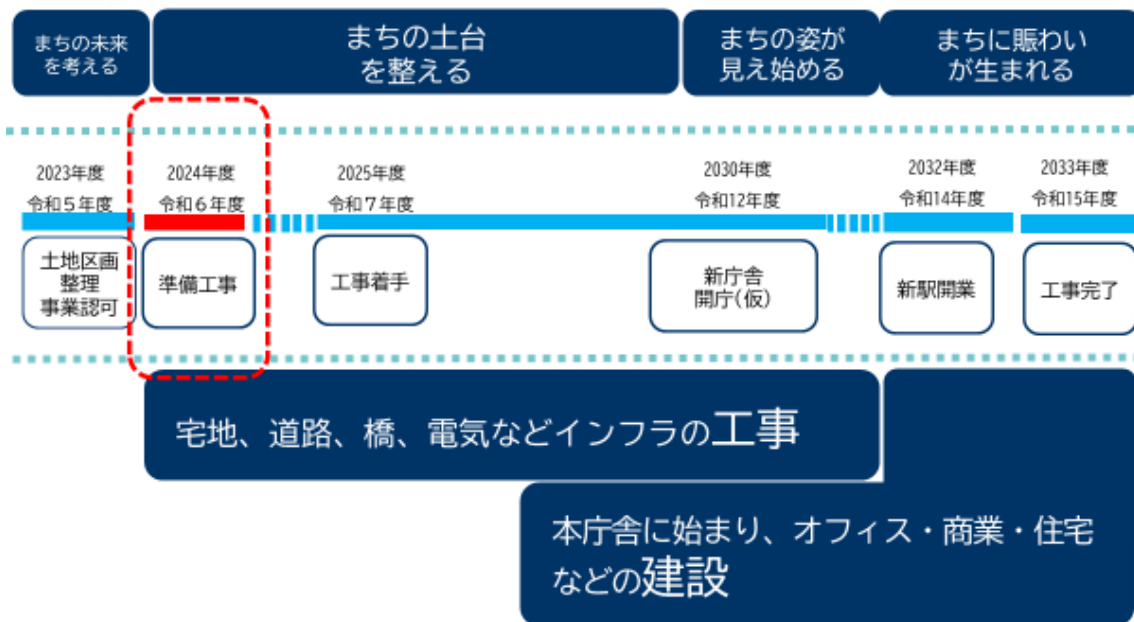
6



新庁舎は、市庁舎、地域図書館、学習センター、消防本部・消防署を複合した施設の整備を計画しています

7

深沢のまちづくりスケジュール



8

地区計画について

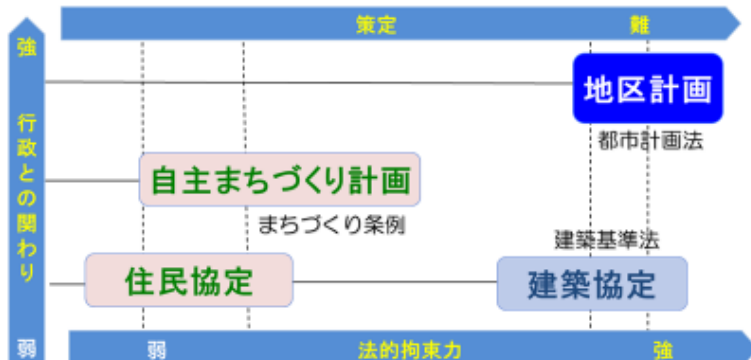


鎌倉市

9

市民主体のまちづくり(目標によって最適な方法があります)

■ 市民主体のまちづくり方法のいろいろ



都市計画法では、地区計画等の提案をするために、権利者の2/3以上の同意を必要としています。

○都市計画法に定める都市計画決定を行うことになるため、建築物の用途などに、法的な拘束力が発生します。

○土地の利用を規制することになるので、地域の皆さんが提案する際には、権利者全員の同意を目指すことが大切です。

○法令や都市マスタープランに定める施策との整合を図る必要があります。

■ 地区計画とは・・・

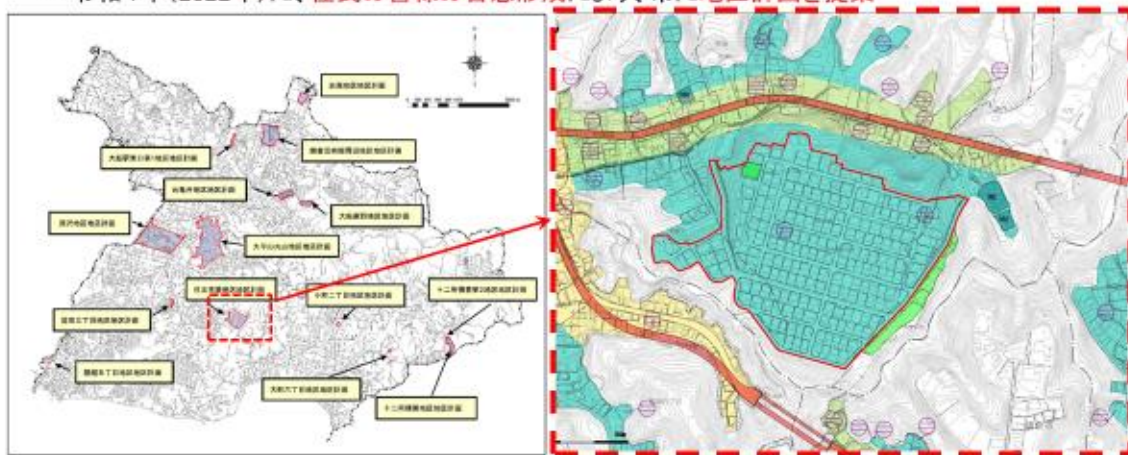
○現在定められている都市計画を前提として一定のまとまりをもった地区(例えば町内会など)において地区の実情に応じて、きめ細かく建築物の用途や高さなどの制限を定める制度

10

地区計画は市内に14地区(市民主体の地区計画策定は3地区)

○住友常盤地区地区計画(約8.5ヘクタール)／令和6年(2024年)2月都市計画決定

- ⇒ 第一種低層住居専用地域・第2種風致地区内の一体の区域
- ⇒ 昭和61年(1986年)から住民協定を締結し、住環境の保全に努めてきた
- ⇒ 平成30年(2018年)から市に相談しながら、建物の用途(届出住宅等)や最低敷地面積(200㎡以上)の制限を検討してきた
- ⇒ 令和4年(2022年)に、住民の皆様の合意形成により、市に地区計画を提案



11

2. 今後のごみ処理方針について

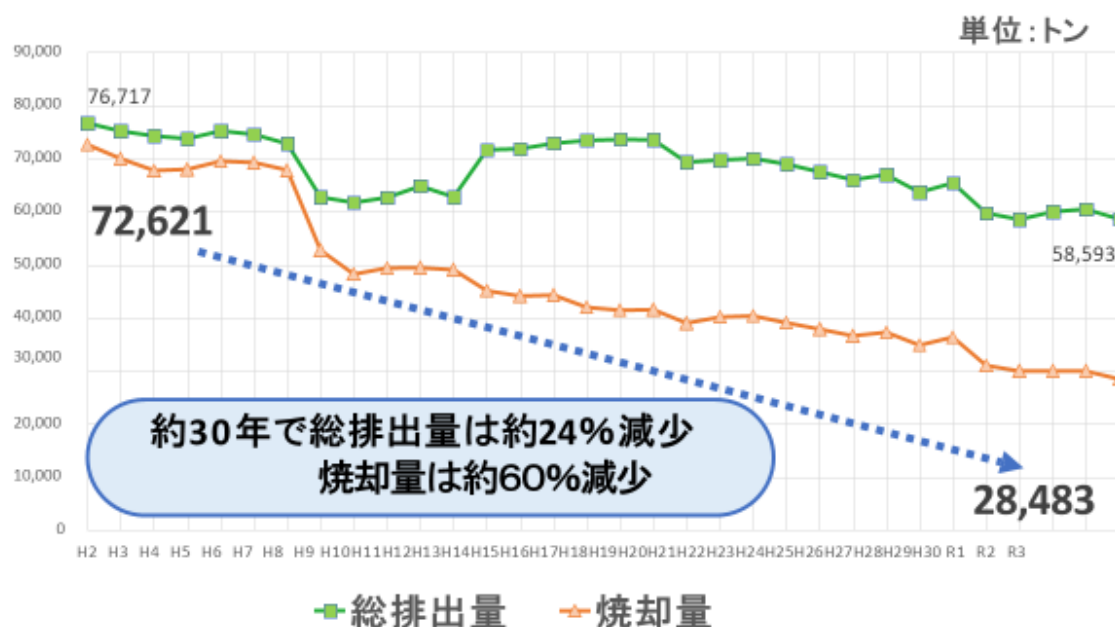


鎌倉市

12

Kamakura City 鎌倉市

ごみの発生量と焼却量の推移



13

今後のごみ処理方針

令和3年(2021年)6月

第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画改定

- 新焼却施設を建設せず、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざして、ごみの減量・資源化を実施。
- 家庭系燃やすごみの約半分を占める生ごみや紙おむつの資源化、事業系ごみの資源化により令和11年度(2029年度)までに、年間3万トンある燃やすごみを1万トンまで削減をめざす。

※令和11年度(2029年度)計画値

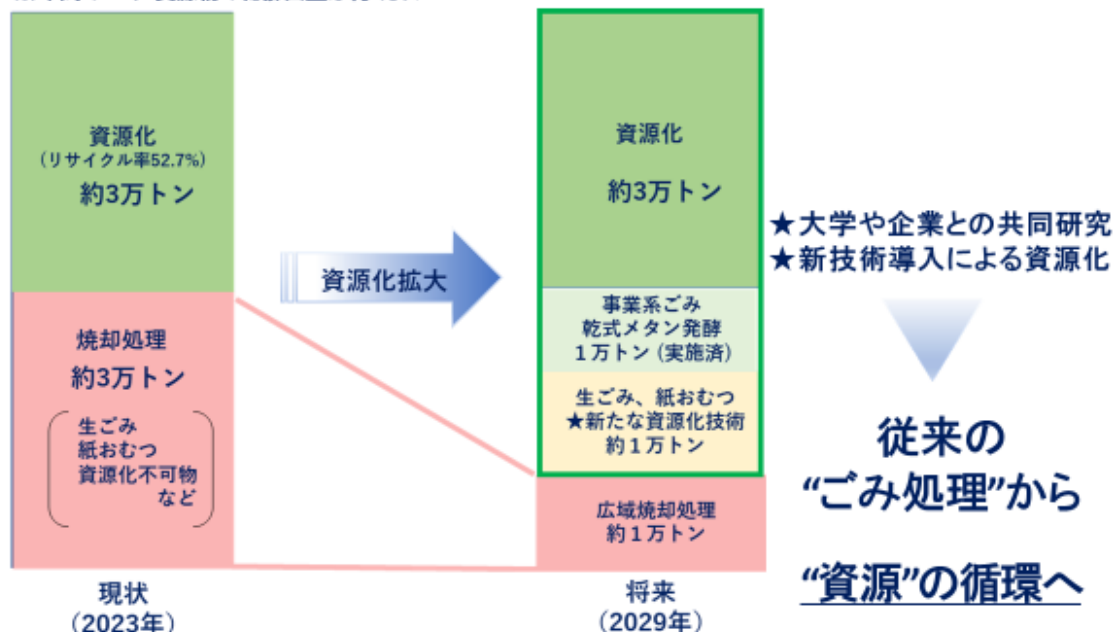
燃やすごみ合計	28,708t	削減量合計	18,853t	焼却量合計	9,855t
家庭系ごみ	18,643t	家庭系ごみ計	8,788t	家庭系ごみ	9,855t
事業系ごみ	10,065t	・生ごみ	6,371t	事業系ごみ	0t
		・紙おむつ	1,485t		
		・分別徹底	932t		
		事業系ごみ	10,065t		
		・生ごみ	2,253t		
		・紙おむつ	762t		
		・分別徹底	393t		
		・混合ごみ	6,657t		

14

Kanagawa City 鎌倉市

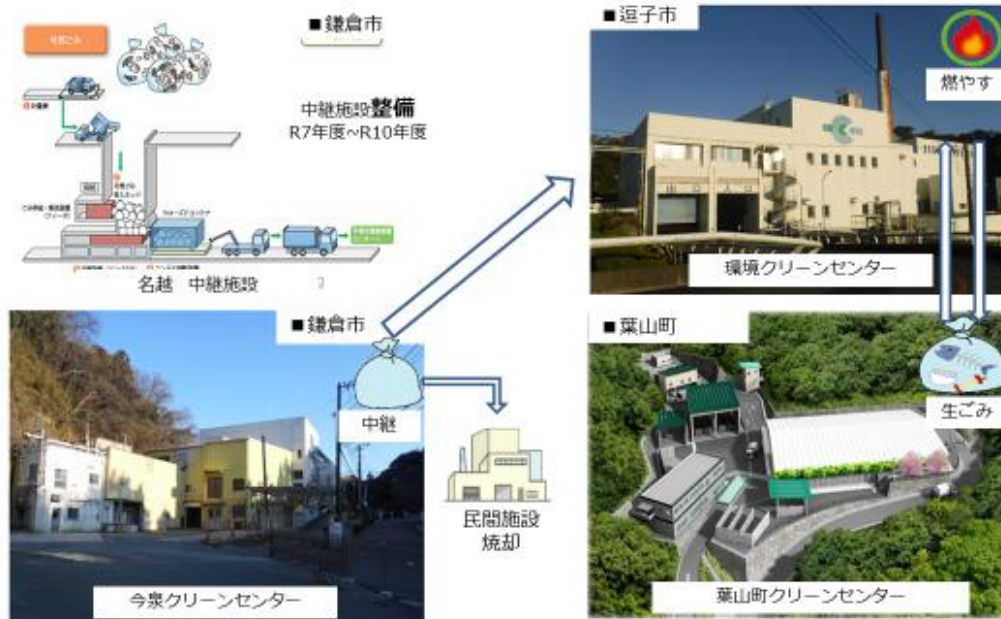
2029年までに焼却量1/3を目指す

※年間のごみ・資源物の総排出量は約6万トン



15

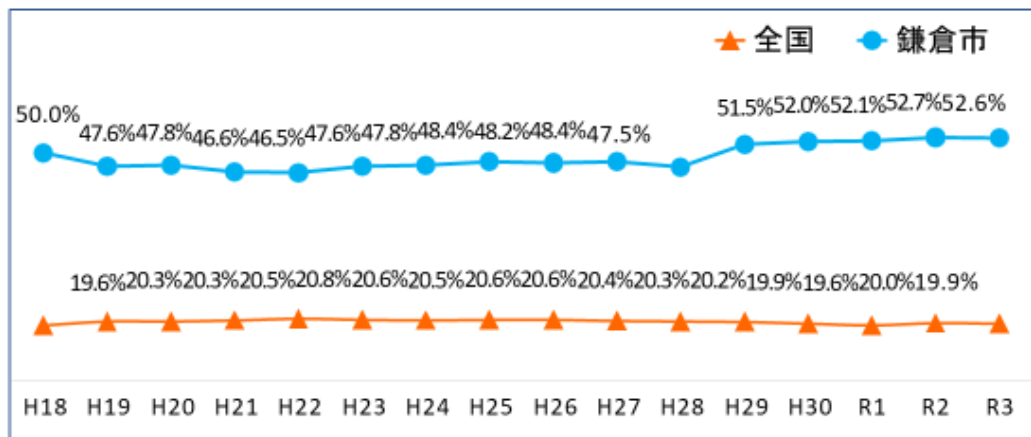
二市一町の主な施設の今後（中継施設整備中）



(写真出典：各自治体ホームページ)

16

リサイクルの推移



鎌倉市のリサイクル率
(人口10万人以上50万人未満の市)

全国2位 東京都小金井市(44.8%)
全国3位 東京都国分寺市(44.5%)

H26年度～H28年度

H29年度

H30年度～令和3年度

全国3位

全国2位

全国1位

17

リサイクル率

鎌倉市 人口172,428人 リサイクル率56.7%

逗子市 人口 59,609人 リサイクル率45.9%

葉山町 人口 31,431人 リサイクル率49.6%

神奈川県平均 リサイクル率24.4%

1位：鎌倉市 2位：葉山町 3位：逗子市



出典：令和4年度神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

18

戸別収集について



鎌倉市

19

戸別収集の実施について 必要性と意義

クリーンステーション収集に伴う様々な負担軽減

- ・高齢者や子育て世帯、多様なライフスタイルのもとで生活する市民のごみ出し労力を軽減
- ・クリーンステーションの維持管理にあたって生じる負担軽減

ごみの減量

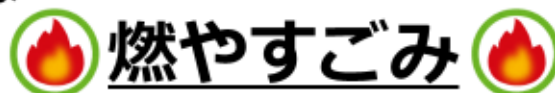
- ・個々の世帯が分別を意識して自宅前にごみや資源物を排出することで更なる減量、資源化に繋がる

今後、益々高齢化やライフスタイルの多様化が進展した場合にも、安定かつ継続的なごみや資源物の排出と収集を確保しなければならない

20

具体的な進め方

対象品目は



燃やすごみ



から開始します

令和7年4月に1万世帯から開始し、
令和8年4月から全市に展開します



21

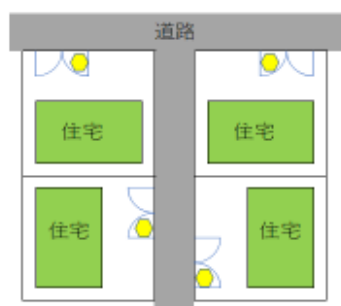
戸別収集開始時までには準備していただくこと

ごみを出す際に使用する動物対策用として蓋つきのごみ箱、衣装ケースなどをご用意ください。



出し方の例は次のとおり⇒

ご自宅の敷地内で道路に面した排出場所を確保してください。



22

出し方の例



衣装ケース



バケツ



フック



編みかご



ネット

23

3. ケアラー支援条例の制定 について



鎌倉市

24

Kamakura City 鎌倉市

鎌倉市ケアラー支援条例

家族の介護や援助を担うケアラーが、
自分らしく生きる機会を失う可能性があること
一人で悩みを抱え心身を疲弊させ、
社会的に孤立する可能性があること

を背景に、
すべてのケアラーが安心して自分らしく暮らすことの
できる共生社会の実現を目指して施行（R6.4.1）

ヤングケアラーへの配慮

- 本来大人が担うと想定されている家族へのケアの責任や重い負担で、こどもの権利や利益が損なわれたり、心身の健やかな成長・発達、適切な教育の機会の確保に支障がでないよう特に配慮する。

若者ケアラーへの配慮

- 年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担で、若者の学習の継続や職業選択の機会の確保に支障が出ないよう、また、適切な自立が図られるよう特に配慮する。

ケアラーへの切れ目のない支援の必要性

- ケアラー支援は、年齢を理由に支援が途切れることのないように、ライフステージの変わり目を意識して、年齢を問わず切れ目なく行うことが必要。

ケアラーへの包括的な支援の必要性

- ケアラーへの支援施策を充実させたとしても、ケア対象者への支援が不足しては一人ひとりのケアラーにかかる負担は軽減されないため、家族一人ひとりを支援する視点を持ち、ケア対象者への取組も含む包括的な支援を行うことが必要。

26

■ ケアラー支援に向けた取組

- ①（新）リーフレット、支援ガイド、サポートリストの作成
- ②（新）ピアサポートの運営及び運営補助
- ③（新）ヤングケアラーの居場所の開設
- ④包括的支援体制の推進（福祉4分野と地域づくり分野の連携による重層的支援体制整備事業の実施）
- ⑤（新）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業によるケアラーへの伴走開始
- ⑥（新）ヤングケアラーコーディネーター・スーパーバイザーの配置
- ⑦スクールソーシャルワーカーの拡充、教育相談員の拡充
- ⑧（新）障害者支援アプリの導入
- ⑨子育て家庭に導入している家事支援・配食支援の拡充
- ⑩生活困窮者家庭への学習支援・フードバンクの取組

27

ケアラーのこと、どこに相談したら



よいか、わからない時は・・・

整理できてないけど話をきいて欲しい！！

「くらしと福祉の相談窓口」（本庁舎3番窓口）

Tel(直通) 0467-61-3864 (内線) 2503 2504



お気軽にご相談ください

- ・ ケアラー支援統括（福祉総務課 福祉政策担当）
Tel(直通) 0467-61-3436 (内線) 2653 2496 (本庁舎4番窓口)
- ・ ヤングケアラー支援（こども家庭相談課）
Tel(直通) 0467-61-3751 (内線) 2676 (本庁舎42番窓口)

28



鎌倉市

Kamakura City

4.支所を活用した防災対策 について



鎌倉市

29

これまでの災害時の対応

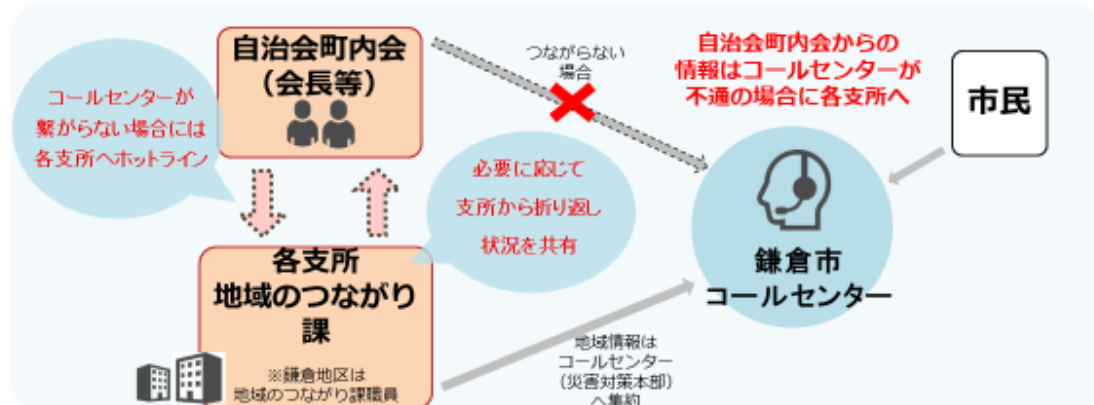


課題点

- 規模の大きい災害時には、市内の様々な情報がコールセンターに集中し、ふさがってしまうことから、自治会町内会からの重要な情報が市に伝わりにくいこともある。
- コールセンターに入った情報は、基本的に通報者への折り返しの連絡はないため、状況の確認の通報をしても、自治会町内会に対して返答ができない。

30

今後の災害時の対応



支所を活用した防災対策

- コールセンターが不通の場合には、災害時に出勤している各支所（鎌倉地域は、地域のつながり課）へ電話連絡が可能。
- 連絡を受けた支所職員及び地域のつながり課から、災害対策本部へ情報共有。
- 必要に応じて連絡を受けた自治会町内会へ、各支所及び地域のつながり課から状況を折り返し共有。

31

5. 多様な学びの場づくりについて

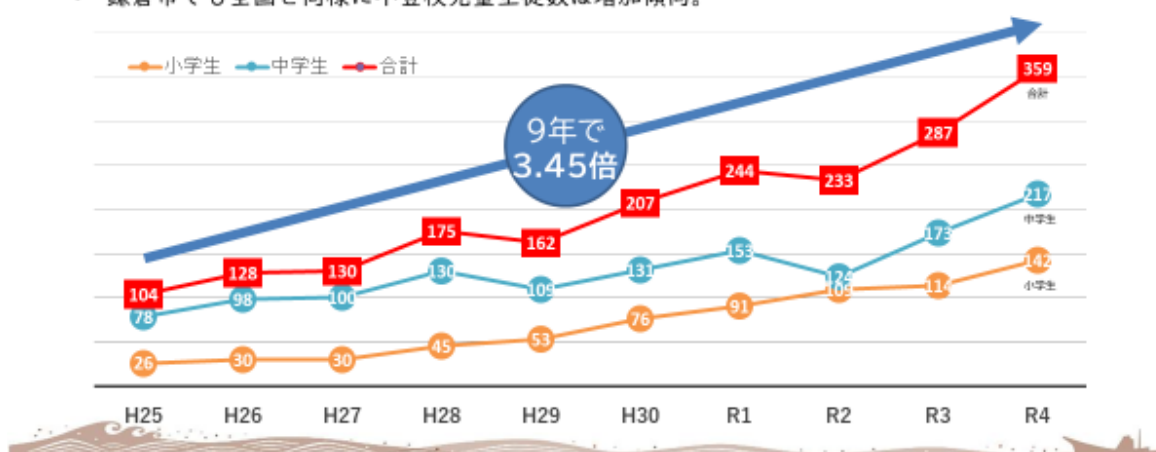


32



○ 鎌倉市の不登校の状況

- ・ 鎌倉市でも全国と同様に不登校児童生徒数は増加傾向。



33



○ かまくらULTLAプログラム

学校になじめない子供の個性や特性を科学的に把握して、自分にあった学び方でその個性・特性を最大限発揮させてあげることで、そうした子供たちの真の自立につながるのではないか



令和3年度から
「かまくらULTLAプログラム」を実施



34

34

海のプログラム (2023年9月17日・18日・24日)



35

森のプログラム(2023年10月9日・22日・28日)



36



○ 学びの多様化学校(不登校特例校)の開校

鎌倉市立由比ガ浜中学校(仮称)令和7年4月開校予定



37

第1部 市長からの説明に対する意見・質疑

【鎌倉地域（南地区）】

<大町八雲自治会 池田副会長>

市庁舎移転についてお伺いしたいのですけれども、レジュメには令和6年2月に基本設計関連予算が可決と書いてあるのですけれども、その可決された中身に市役所を移転するということも含まれているのですか。

<松尾市長>

市としては移転するという方針を持っていますが、どういう市役所を新しくつくるかを今、基本設計の中で進めようとしています。移転をするという議決とは別になるのですけれども、新しい市役所はどのようなものができるかという設計の費用が今回可決された中身になります。

<大町八雲自治会 池田副会長>

そうすると、まだ正式には鎌倉市役所の移転は認められていないということですね。

<松尾市長>

3分の2の可決はまだいただいていないというところです。

<大町八雲自治会 池田副会長>

分かりました。冒頭に、なぜ市役所を移転するかというと、災害対策が大きな理由ということをおっしゃっていたのですけれども、具体的に、ここから深沢に移すことがなぜ災害対策になるかということについて、もう少し詳しく教えてください。

<松尾市長>

ありがとうございます。きっかけは東日本大震災だったのですけれども、それまで、実は、市役所を新しくするという計画は一切持っていませんでした。東日本大震災で何があったかという、市役所の本庁の機能がなくなる、いわゆる津波でなくなるとか、熊本の地震の際には、市役所が崩れて中に誰も入れなくなったということも起こりました。

今の鎌倉市役所はどうかを改めて確認をしたときに、震度6強以上の地震が来た場合に、あの中で市役所の職員が継続して仕事できるという状況ではないことが分かりました。ですので、あの場所で補強をするのか、もしくはあの場所で建て替えるのか、もしくは移転をするのかという三つのどれかはやらなければいけないので、どれが適切かということの検討を始めたというのがおよそ8年前になります。

それで、検討した結果、まず、補強ができるかということなののですけれども、今既にブレースという柱が入っています。あれは、阪神・淡路大震災の後に補強した部分なののですけれども、それでも足りない耐震を、もしこれからさらに強くしようとすると、もっと柱を入れなければいけないということで、今でも非常に手狭なののですけれども、そういう意味では、市役所の職員があそこで仕事をする場としては、もうほぼ機能しなくなるというか、全然足りない状況になってしまうので、これは現実的ではないだろうというところです。

では、建て替えられるのかですけれども、一つは、高さ規制があります。これは鎌倉地域で最大でも15メートルという高さ規制をかけながら、今の市役所の場所は10メートルという規制をかけてきました。そんなのは外せば良いという声も一方ではあるのですけれども、民間の皆さんに同じように規

制をかけてきているということがありますから、そういうことをしている市役所が自分の都合だけで高くするというのは、簡単にできることではありませんし、するべきではないと考えています。

仮にこれができたとしても、実は埋蔵文化財の問題がありまして、これ、御成小学校の建て替えのときにも問題になったのですけれども、地下に非常に貴重な埋蔵文化財が入っている可能性が高くなっています。御成小学校の建て替えのときも、実はそれを壊さずにつくったという経過があります。要は、土を掘ることによって、それを壊してはいけないということです。今の市役所のところも同じことが起こるだろうと思っておりまして、この二つの条件から、この場所での建て替えをするのは非常に難しいということで、まずは移転をしなければならないということを決めて、一旦結論を出しました。

その後、どの場所が適切かということで、複数の候補の中で深沢という場所を選んで、そちらに決めたというのが、災害でしっかりと機能する市役所をつくっていくということを進めてきた経過になります。

<芝原自治会 渡辺会長>

1 点目は地区計画についてですけれども、説明にもありましたように、例えば住友常盤団地のように、ある程度開発で一斉に分譲されたところというのは規制をかけやすいわけですね。ところが、既存宅地の中で地区計画が立てられるかといったら、非常に難しいと思います。敷地分割だとかは無理なわけであって、ところが、実際には良好な住環境を保たなければいけない、保ちたいというところは、既存宅地のほうが圧倒的に多いのですね。そこで、こういう既存宅地の中で良い住環境を守るためにどうするかというところが、今一つ見えないなと思っているのですね。小町の辻説法通りのマンション開発の例はありますが、実際にこういう既存宅地の中で、地区計画を立てているところはあるのですかということが1点。

それから、ごみの問題ですけれども、個人的には燃やすごみについては自区内処理すべきだという考え方をずっと持っているのですが、2市1町でもって広域処理でやるという考え方もあると思うので、それは否定しないのですが、ただ、逗子の焼却処理施設というのは、おそらく名越と大体同じ時期に建てて、それを長寿命化するために、たしか処理能力は3万トンにもならないと思いますけれども、それを2万トンに抑えて燃やしているのが現状だろうと思います。そこに鎌倉市の燃やすごみはどのくらい持っていけるのかといったら、どうなのかという気がするのですね。ですから、肝心の焼却処理について、2市1町の広域処理ではなくて、市外の民間処理施設を頼った処理体制になるのだろうなということで、広域処理について非常に違和感があるのですけれども、これは、意見として言っておきます。

それと、燃やすごみの戸別収集のところで、令和7年4月に1万世帯から開始しますよということなのですが、これは具体的にどの辺の地域を予定しているのか、それがまたいつ頃になったらオープンになってくるのかということです。それに伴って当然、自治会でも説明会を開催する必要があると思います。だから、早めにその辺の情報は提示していただきたい。これも意見として言っておきます。

<松尾市長>

ありがとうございます。戸別収集のところの1万世帯は、既にお声がけを今、させていただいています。これは申し訳ないですが、こちらから選ばせていただいて、お声がけをして、良いよと言っていたところでスタートしていく形を取りたいと思っています。

ですので、現状でお声がけがないところについては、ほぼこの先行エリアではないと受け止めてい

ただければと思いますけれども、8月中には、どこのエリアでスタートしますということをお知らせできるように進めていきたいと思っています。

それから、地区計画については、渡辺会長のおっしゃるとおりでございます。小町の辻説法通りのところも今回お知らせをしたきっかけの一つなのですけれども、マンション計画が出て、後追いで地区計画をかけるというのは、非常に混乱を招きかねないことなので、本来であれば、その前につくっておいていただきたいところがあります。では、実際にそれができるのかというところでございますが、そこは3分の2以上の地権者の賛成を目安に採用の判断をするという仕組みではありますので、もちろんそこに至るまでには色々とステップを踏んでいただきたいというのもあるのですけれども、まずは地域の中で、半歩でも前進するような議論をぜひ始めていただけたら、我々もしっかりとそこに寄り添わせていただいて、進めていければと思っていますので、よろしくお願いします。

<芝原自治会 渡辺会長>

大体どのくらいのエリア、あるいは世帯というのがまとまれば可能なのですかね、計画をつくるということについて。

<松尾市長>

3000㎡以上となります。

<大町四丁目自治会 中村会長>

多様な学び場づくりについて伺いたいのですけれども、ULTIAプログラムとか海のプログラムとか、森のプログラムとか、全国的に見てもすごいことだなと思いますし、やはり効果も本当にあるのだなというのも分かりますし、そこに不登校特例校もつくっていくということなので、全国的に見ても不登校支援は進んでいるのかなというところはあります。

さらに、鎌倉の良いところとして、各自治会の中に不登校支援をしているところが結構あったりして、材木座だったら、材木座文庫という私設の図書館に不登校の子が来ていたりとか、みんなべ食堂もかなり色々なところにあって、そこも居場所になっている。本当に色々な地域で居場所支援が行われていて、すごく住みやすくなっているのかなという印象を持っています。それで、その民間でやっているところとの連携だとか、また、そこに行って自習をすることで登校扱いにするとか、民間の居場所との連携でもし考えていることがあればお伺いしたいと思います。

<松尾市長>

ありがとうございます。みんなべという形で一括りにさせていただいて、民間の皆さんのほうで自主的に取り組んでいただいている、誰でも来て良いよという枠組みでやっていただいているというお話ですが、そことの連携については、具体的にはないのですけれども、常に情報交換はさせていただきながら、必要に応じて連携していくというのが今のスタンスです。

あと、いわゆる子供食堂のような取組については、市のほうでも税金を活用させていただいて、保管場所ですとか、またそれを管理する人件費ですとかを支援させていただきながら、バックアップしていくということを継続していきたいと思っています。

<大町三丁目自治会 深田会長>

戸別収集についてですが、現在でもごみステーション等で一応対応はしているのですが、私の住んでいる三丁目辺りというのは、たまたま自分のところは4メートル、5メートル道路なので、道路の

前にごみを置く場所を確保してくださいということは理解できるのですが、少し奥に入っていきますと、3メートル道路で車も通れないエリアが結構あるのですね。そういうところで自宅の道路に面したところに置くことについて、我々の内部では本当に戸別回収できるのかなという話が出るのですが、その辺りの対応はいかがですか。

<松尾市長>

収集困難地区という言い方をするのですけれども、どのようにやるかというところについては、以前、試行的に山ノ内地区と七里ガ浜地区と鎌倉山地区で戸別収集を継続して実施してきたという経過がありまして、その中でも、しっかりとそういう場所も対応できたというのもありますし、あと、近隣で既に実施している葉山町や藤沢市の状況も確認をさせていただきながら、やはり同じような谷戸の場所というのもございますので、車で入れないところは歩いていくことになるわけなのですけれども、宅急便の方が押している台車のようなものなどを活用するとか、その場所に応じたものを活用しながらしっかりと収集ができるということについて、確認を取っております。

<大町五丁目自治会 山田会長>

今、深田会長からお話のありました戸別収集の件ですが、自治会でも色々情報を聞いたり、理事の中で話し合ったりしているのですけれども、一遍に戸別収集をやって良いのかどうかを懸念している人がいるのですね。市としては、試行しても良いですよという町内会から始めてみて、そして、その結果がよければ、全体に広げるとお考えになっているのだらうと思いますけれども、市民の中には、戸別収集の場合は置く場所がないとかいうお宅も結構ありまして、それをどうするだとか、お金もかかるしということで、自分は体もまだ丈夫だし、ステーションまでごみを捨てに行くことは十分できるので、その地域全体が戸別収集を一遍にしなくても、それを選択させていただくのも一つの案ではないかというのが出てきているのですけれども、そういうことは今後、お考えになりますか。それとも、費用対効果で一遍に戸別収集をやるほうが良いのか、その辺もできましたら御検討いただきたいなと思っております。

<松尾市長>

ありがとうございます。今、我々が進めようとしているのは、ステーションごとに、もしこのステーションは皆さんの合意で戸別収集に移行しないでいくということであれば、そのまま残しても良いというルールでいきたいと考えています。ですので、もしそういう場所があれば御相談させていただいて、そこのステーションのところのエリアの皆さんについては戸別収集しないということで進めていきたいと思います。

<大町六・七丁目自治会 前山会長>

私のところも今おっしゃったごみの収集のことが非常に気になる、いわゆる収集困難地域でありまして、さらに谷戸なので、通信障害も非常に考えられる地域なのですね。そこで、防災の考えの一つとして、今、市では様々な形で防災情報を届けていただいて、自分たちの欲しい情報をピックアップできるようになっているのですけれども、自治会の中で皆様から非常に要望が多かったのは、緊急連絡するとして、住民に直接情報が届けられるLINEの公式アカウントをつくってほしいという声があったのですね。これは、例えば回覧板等にQRコードを掲載して、それを読み込んだ人が活用できると。情報も一斉に伝わるし、避難訓練の一環としても有効ではないかと。これであれば、今、私どもはそれぞれで緊急連絡網をつくっているのですけれども、毎年出入りがあるので、毎年アップデートしな

くてはいけないと。ところが、このLINE公式アカウントであれば、一方的にこちらからの情報の発信、必要であればチャットはできるので、会長がこの管理者となってやってほしいという声があって、私も初めての取組なので、大変だなと思っているところですけども、こういうのは、市では考えてはいらっしゃるのですか。自治会でやるのは、私は少々荷が重いなと思っているところでした。例えばやっていらっしゃる自治会とかありますでしょうか。

<東水会自治会 菅野会長>

やっています。うちはLINEWORKSという業務用のLINEなんですけれども、それは掲示板などの機能もあって、回覧板をそこに置いたりとか、そのほか、市からの案内などをJPEGとか、画像で貼ったりすることもできるし、チャットもできます。

LINEWORKSは、LINEと同じ会社がやっているのですけれども、より仕事に適しているシステムなので、付加的な機能が色々あるのですけれども、最近アップデートすることになって、30人以上になると有料になると言われているので、代わりのやり方を考えなければと思って、普通のLINEと併用しようかなと悩んでいるところなのですが、やはりLINEは、一般の人、特に若い人を中心に使い慣れているので、ちょっとした連絡や、例えば地震などで自分の家が潰れて閉じ込められたときに、自治会の人たち全員に一発で伝わるので、誰かが出てくれて、その人が行けなくても、緊急隊員の人にピンポイントで教えることができるので、私は、LINEは非常に有効だと思っています。

LINE WORKSはそれができる状態に今はあるのですけれども、いずれは有料になるので対策を考えているところですが、移行はやはり大変です。会社だったらIT担当がいて全部やってくれるのですけれども、そういうのがいるわけではないので、できれば自治会ごとに市のつくったスレッドみたいなものを分け与えることとして、メンテナンスは市がまとめてやって、そこに各自治会がのっかっていくというようにできると、すごく良いなと思っています。

<大町六・七丁目自治会 前山会長>

ぜひ御検討を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

<東水会自治会 菅野会長>

ほかの自治体とかではやっていたりするのでしょうか。

<松尾市長>

私の知っている情報では、小田急が自治会・町内会用のアプリを開発されて、それを使って自治会内で前山会長がおっしゃるような、双方向でのやり取りができるみたいなもの、これも1回説明を受けたのですけれども、有料なので、だったら、LINEでもあまり変わらないという感じがあります。色々と皆さん、試行錯誤でやっている状況だということは聞いております。

<東水会自治会 菅野会長>

これはやはり自治会単位だと結構荷が重いと思いますし、それから、鎌倉市でパイロット的にプログラムが立ち上がれば、それをほかの市に展開するとか、日本全国ほかのところでも使って良いですよという話ができると思うので、鎌倉市に閉じた話ではないと思います。

例えば、やってくれる企業を探してくるとか。LINEでやれたら一番良いのですけれども、LINEと似たようなシステムで鎌倉市から請け負って、お金はかかるかもしれませんが、もし鎌倉市でうまくいけば、ほかのところに展開して手数料をもらうとかすれば、回収できるので。今お金がかかるからで

きないではなくて、鎌倉市がパイロットとなってやってほかに展開する、そして後々ペイバックしてもらおうというように考えれば、それは全国のためになるし、それから新しい仕組みをつくるということになるし、鎌倉市はその先鞭をつけた行政になるので、私はすごく良いなと思って、前からやってもらいたいなと思っているのですけれど、いかがでしょうか。

＜材木座中央自治会 西澤会長＞

現在、鎌倉市はLINEで発表しているのですよ。これに今の皆さんの要望が入れられれば、それで済んでしまうのではないかと思うぐらいです。緊急情報は入っていますよね。それがもし使いにくいのであれば、少しソフトを変えるなり、あるいは地域性をつくっていただくということですね。

例えば、大町地区は大町を見てくださいとか、材木座地区は材木座を選んで見てくださいとか。現状はまだ地域性は出ていません。鎌倉市だけです。ですから、そんなに難しい話ではないと思います。これはあくまで受信専用ですから、こちらからチャットができると良いのですけれど。

第 2 部

地域からの議題に関する懇談

06 鎌倉南-1	道路・ガードレールの補修
06 鎌倉南-2	名越自治会内の市道（中道）において、大雨の時、汚水マンホールから汚水が溢れ、衛生的に問題があり安心な環境を改善要望します
06 鎌倉南-3	逆川の堆積土、草刈りの例年的予算措置依頼
06 鎌倉南-4	交通不便地域における建築許可と指導
06 鎌倉南-5	クリーンステーション監視&防犯目的兼用のカメラ設置について
06 鎌倉南-6	材木座海水浴場が「ブルーフラッグ」の認定を取得できないか
06 鎌倉南-7	孤立・孤独者の支援について
06 鎌倉南-8	旧材木座保育園跡地付近を活用した津波避難施設の整備について
06 鎌倉南-9	民生委員・児童委員等の候補者推薦について

番 号	06 鎌倉南－1
テーマ	道路・ガードレールの補修
内容詳細	当自治会内の次の3ヶ所の補修を早急に実施してほしい。 ① 小町大路（辻説法通り）は歩行者尊重道路であるが、「歩行者優先」「思いやり」等の表示が、道路工事等の影響で見づらいなのでその補修 ② 夷堂橋～妙本寺参道の道路補修（ボコボコである） ③ 夷堂橋～妙本寺参道のガードレール補修（錆びていたり、いたずら書きの跡が残っている）
担当部課	都市整備部 道水路管理課 都市整備部 道路課 まちづくり計画部 都市計画課

議題に対する回答等

- ① 小町大路における歩行者尊重道路を表す「歩行者優先」や「思いやり」等の路面標示については、経年劣化や道路工事等の影響でご指摘のとおり見づらい状況となっています。
- 補修についてメーカー等に確認したところ、改めて標示をしないおさなければならぬことが判明したため、まずは劣化した標示を削除したいと考えています。
- 併せて、現在の標示効果を検証するとともに、より効果的な速度抑制策について、町内会、自治会等にもご相談し、検討してまいりたいと考えています。
- ② 夷堂橋～妙本寺参道の道路補修については、同様の要望を市内各所で頂いており、緊急度を考慮し、順次取り組んでいる状況です。本件についても、今後補修工事実施へ向けて予算の確保等取り組んでまいります。
- ③ ガードレールの塗装塗替えについては、今年度実施してまいります。

添付資料

（１）道路・ガードレールの補修

<松尾市長>

道路・ガードレールの補修ということで、３箇所を早急に実施してほしいという御要望をいただきました。早急な対応ができていなくて、大変申し訳なく思います。

まず一つ目のところですね。「歩行者優先」、「思いやり」の標示ですね、これはつけるときにも色々と自治町内会の皆さんに御協力をいただきましたが、現在、劣化している状況がございます。この標示の効果が少しどうだったかということも踏まえて、改めて取り組んでいきたいと考えており、まずはこの劣化しているところについては、削除していきたいと思っています。その後、また自治町内会の皆さんにも御相談をして、この速度抑制策について検討してまいりたいと考えております。

それから、二つ目の道路補修についてです。こちらにつきましては、補修工事の実施に向けてしっかりと取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、三つ目のガードレールの補修につきましても今年度実施をしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。時間がかかっているところについては申し訳ございません。

<大町八雲自治会 池田副会長>

二つ目の答えは、まだ予算が確保できていないのでちょっと待ってくださいという意味の答えですか。

<松尾市長>

はい、今年度は予算が取れていませんので。

<大町八雲自治会 池田副会長>

わかりました。三つ目については、2024年度中にお答えをいただけるということですか。

<松尾市長>

はい、そのとおりです。

番 号	06 鎌倉南－2
テーマ	名越自治会内の市道（中道）において、大雨の時、汚水マンホールから汚水が溢れ、衛生的に問題があり安心な環境を改善要望します
内容詳細	中道沿いにおいて大雨が降るたびに、汚水マンホールからティッシュ・うんちが大量に溢れ、雨水溝に流れております。20年以前から住民より苦情が来ており、市下水課に連絡を取り、発生時には市職員が清掃・消毒をしています。又、原因の調査と改善策が先送りされ抜本的な対策が必要と考えます。名越自治会としては、衛生上の問題であり、最重要課題として取り組みたく、「安心・安全なまちづくり」にご協力をお願い申し上げます。昨年は通行人が溢れる異変状況をみて110番通報され、警察から名越自治会へ状況聴取されました。 短期的対策と抜本的対策とスケジュールの提示をお願いいたします。 発生場所の住所は鎌倉市大町2-10、12、13の地域、中道橋の前後付近です。
担当部課	都市整備部 下水道河川課

議題に対する回答等

中道橋付近は逆川を污水管が下越しする伏越し構造となっております。伏越し箇所の下越し部分は汚物等が堆積しやすく流れが悪くなることから、要望箇所も含め市内全域において定期的な清掃を実施し雨天時でも流れの阻害にならないよう管理しております。

大雨時の不明水が污水管に浸入して要望箇所の下流側の污水管に影響していることが考えられるため、令和2年度から令和8年度にかけて不明水の原因調査を行っているところです。令和4年度は要望箇所に影響が考えられる大町四丁目地区にて詳細調査を実施した結果、宅地からの雨樋等が污水管に接続されている誤接続の確認及び污水管部分の一部不良が確認されました。令和5年度からは宅地所有者への誤接続に関する指導及び本管の補修、修繕工法の検討を始めております。

添付資料

（２）名越自治会内の市道（中道）において、大雨のとき、汚水マンホールから汚水があふれ、衛生的に問題があり安心な環境を改善要望します

<松尾市長>

以前から御相談をいただいている案件になっておりまして、令和２年度から原因調査に入っています。そして、令和４年度は、令和２年度から原因調査を行った中で、おそらくここだろうという影響が考えられる大町四丁目地区の詳細調査を実施しました。その結果、宅地から汚水管への誤接続があるところを発見しましたので、この誤接続につきましては指導していくこと、それから、本管の補修や修繕についても検討をしているところになります。

<名越自治会 花輪会長>

20年前からずっと話が出ていますが、担当者が大体４、５年で替わってしまうから、解決につながらなかったのですけれども、令和２年あたりから少し様子が変わってきたことは確かなのですよね。それでも調査ということで、解決には至っていませんでした。

名越は、大町三丁目や五丁目の高いところの汚水が流れてきてしまうので、すぐに溢れてしまう。ここでは写真がないから分からないのですけれど、汚水があふれて、うんちやティッシュが出てきてしまっている状態です。通りかかった人がびっくりして警察に電話して、私のほうに状況を確認しに来たこともありました。

それを繰り返すたびに、何とか改善してほしいとお願いをするのですが、なかなか進まないのが現状です。県道のところに汚水管をもう１本追加して、高いほうと低いほうとに分けて対策するようなことをしないと、解決しないと思います。要は、抜本的な対策をしないと。今みたいに１箇所見つけたとかいうぐらいではだめだと思います。

年に２、３回は市に状況を聞きに行っているのですが、汚水管の蓋のところの小さい穴を塞ぐとか、色々と細かいことを言われますが、それでは解決しないと思っています。

<都市整備部 森部長>

会長がおっしゃるとおりのことは私どもも感じております。県道に管を２本入れるのも一つの方法だと思いますし、違うルートに流すという方法もありますので、そこは全体を見ながら、色々と並行してやってまいります。20年来、毎月掃除などもしてはいるのですが、この件は我々も承知しておりますので、広い目で検討していきたいと思っております。

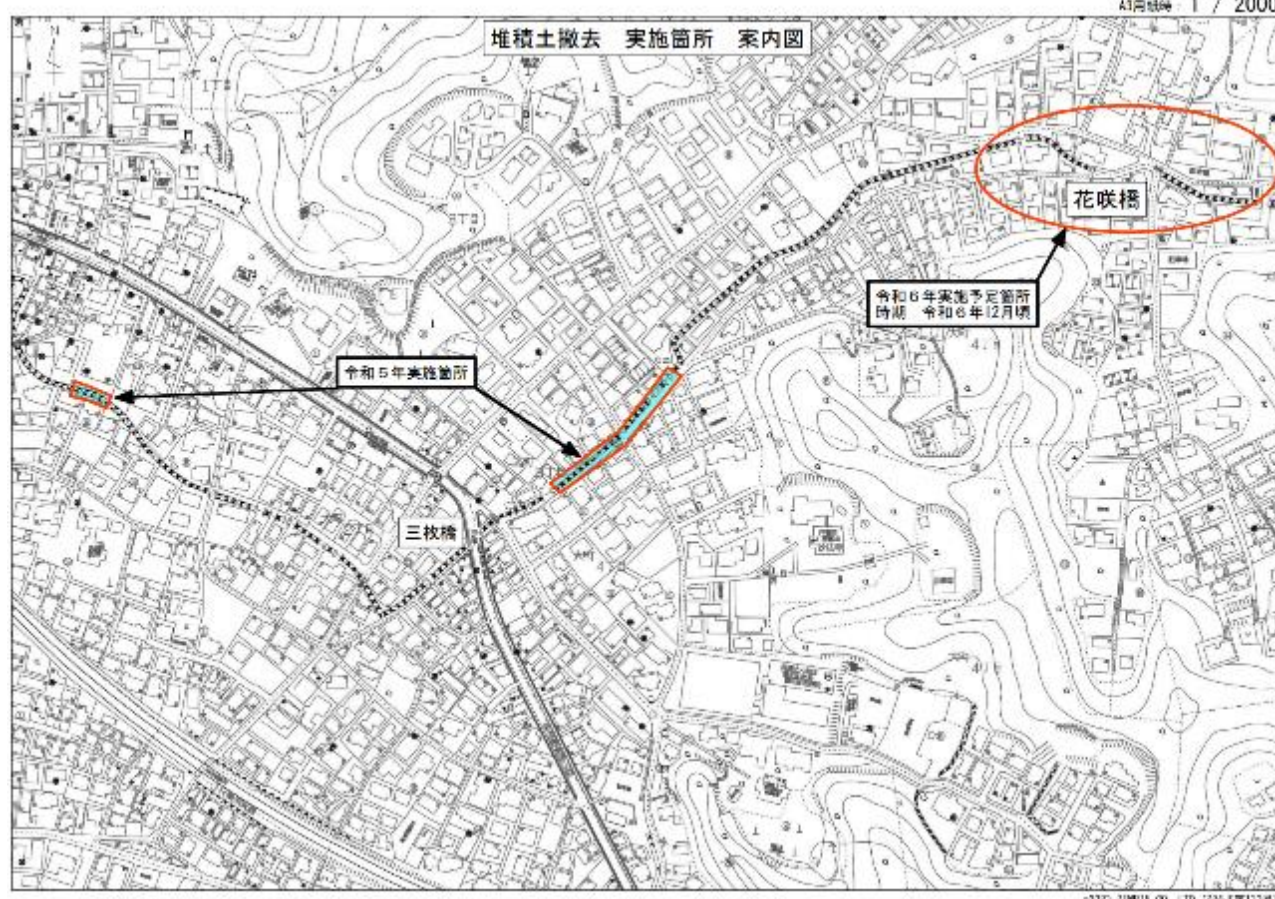
<名越自治会 花輪会長>

できれば、何かやるときには我々も入っていきたいと思います。市が一方的にやるよりも、これは効果ありそうだなというように、感覚的に分かると思います。

<都市整備部 森部長>

そうですね、状況は都度お話しさせていただきたいと思います。

番 号	06 鎌倉南－3
テーマ	逆川の堆積土、草刈りの例年的予算措置依頼
内容詳細	堆積土の撤去または堆積土上の雑草の生い茂る状況は河川の流下能力を著しく低下させ、豪雨による水かさが急激に増し、特に「三枚橋」付近は往々に道路上に溢れる事があり、未然に防止する為にも例年的な予算措置をお願い致したい。 昨年、9/20に下水道河川課（内2536）に依頼したものの、撤去計画は策定されておらず依頼があれば10月頃から委託業者を選定する事との回答。結果として12/5～12/6に115m・20mの2箇所のみが残土処理がなされた。
担当部課	都市整備部 下水道河川課
議題に対する回答等	
市が管理している河川・水路の堆積土の撤去や雑草の草刈りを行う業務は、例年予算措置を行い、状況に応じて箇所を選択し実施しております。 令和6年度においては、三枚橋から上流にある花咲橋付近で現場状況を確認の上、逆川の堆積土の撤去を実施し、草刈りについては滑川合流点から大町七丁目までの区間を実施していきます。また、令和7年度以降も堆積土砂の状況を確認していき、必要に応じて実施していきます。	
添付資料	堆積土撤去 実施箇所 案内図



（３）逆川の堆積土、草刈りの例年的予算措置依頼

＜松尾市長＞

御要望をいただいている点は実施をしているところなのですけれども、時期が遅いという御指摘だと認識をしています。特に草刈りの業務につきましては、毎年実施をさせていただいているところです。

実際、令和６年度につきましては、三枚橋から上流にある花咲橋付近での現場を確認の上、堆積土の撤去を実施していくことを予定しております。草刈りについては、滑川の合流点から大町七丁目までの区間を実施していく予定になっております。

今後もしつかりと、この堆積土と草刈りについて対応してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

＜大町三丁目自治会 深田会長＞

ありがとうございます。ぜひこのような形で実施をお願いしたいと思いますが、実は、昨年７月に電話を入れたとき、予算措置をしているのでやりますという丁寧な回答をしていただければ、何らこんな文章を書く必要がなかったのであって、大変失礼ですが、回答の仕方がぐちゃぐちゃ言うだけで、何言っているのかが分からない形で終わっていて、結局、雑草が生えてきますので、１メートルから２メートルぐらいになりますと、ごみも捨てられてくるのですね。

それと、月１回、クリーンデーと称して清掃をやっているのですが、そのときに、ある県議の秘書の方が一緒にいて、実は、自治体に頼んでいるけれど全然やってくれないのだと言いましたら、その秘書の方が市の方に電話をしたそうで、彼が書類を持ってきました、市から回答を得ましたと、鬼の首を取ったように私のほうに持ってきました。自治会などなくても良いのかなと思いましたが、市の方も大変だと思いますが、県議の秘書の方の手を煩わさないように、速やかな対応でやっていただければ助かりますので、以後よろしくお願いいたします。

＜松尾市長＞

ありがとうございます。誤解がないようにお伝えしますが、会長の言うことは聞かずに、県議の言うことを聞くということは決してありませんので、きちんと会長からの要望を受け止めて実施していくことを徹底して進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

＜名越自治会 花輪会長＞

この件ですけれども、うちの名越のところの１箇所は、３年前から要望していたのです。それが去年、急に動いたというのがあって、今までさんざん言っても駄目だったのに、急に動いたという、意味があるような、ありがたいようなことがありました。

ここの逆川は、うちの目の前も川ですけど、大雨が降ったらよく溢れるのですよ。土石が５０センチぐらいたまっているところがいっぱいあるので、下水道河川課にお願いしていたのですよね。なかなかうまく進まなかったのですが、やっとできたということで、大雨が降っても少しは安心かなと思っております。

あと、一番気がかりなのは、橋の下に堰があるのですよ。あれはどういう意味なのかよく分かりませんが、２箇所ぐらい取っていただいたところがあるのです。一つは逆川橋、あと、中道橋のところにも堰があって、そこがきれいになっていきます。堰が何で橋の近くにあるのかというのが市の担当者も分からなくて、結局はなくても良いということで取っていただいたら、大雨のときの川の水位は下がりました。

<大町四丁目自治会 中村会長>

今、花輪会長がおっしゃった意見というのは、進まなかったものが進んでよかったということと、川の下にある堰をなくしてほしいということですか。

<名越自治会 花輪会長>

そうですね。なくしたほうが川の水位が下がって大雨のときに溢れないのではないかとということです。要は、その堰がなぜあるのかがよく分からない。堰があると、橋の下ですから、草とか木が引っかかりますから、水が流れないわけですね。それで取ったほうが良いのではないかと、必要だったらまた別のところにつけるべきではないかと主張したわけです。

<大町四丁目自治会 中村会長>

この堰について、あったほうが良い、ないほうが良いという回答は可能ですか、市のほうで。

<都市整備部 森部長>

通常、川の流れを阻害するものを置かないのが川原則になります。なぜ堰を置いてあるかというのは、私も全く分からないのですが、会長のおっしゃるとおり、川の流れを阻害するものは撤去するのが一番良いと思いますが、構造上、例えば橋を支えるためなのかもしれませんし、それは現場を確認してから対応したいと思います。

<名越自治会 花輪会長>

中道橋のところは、昔は排水管が橋の下を通っていたのですが、そこを清掃するために水をためておいて、そこから水を汲んでいたときもありました。今はそんなことはしておらず、車で水を持ってきて清掃していますけれども。

番 号	06 鎌倉南－4
テーマ	交通不便地域における建築許可と指導
内容詳細	我が自治会は、大町でも奥まった地域、車を利用する人も増えている。よって名越四ツ角などバス通りに通じる四ツ角は、車や通行人で混雑。ここに先日、家が建った。道路までギリギリに建ててしまっているのが危険なくらい歩道が狭くなった。小学校の通学路でもあり、雨の日は傘をさした小学生が信号を待つ場所もなく、本当に危険な状況になった。建築許可を出す前に、通学路の四つ角という現状もしっかり把握してほしい。今こそ小さな生命を守る対策を考えて、指導してもらえないか。災害時などは更に心配な状況になる。
担当部課	都市景観部 建築指導課 都市整備部 道路課
議題に対する回答等	
ご指摘の四つ角の北東側道路は、建築基準法第42条第2項に規定する道路であり、その中心線から水平距離2mの線を道路境界線としています。当該道路に沿って建築された2棟の建築物は、道路境界線を越境しているものではなく、同法に規定する建築確認済証及び検査済証の交付を受けているため、同法には適合しているものです。 当該交差点付近の家屋新築計画につきましては、建築確認申請前の令和4年1月に地元の方から道路課に、交差点付近で新築計画があるとの情報提供があり、同年2月に土地所有者に用地取得の協力要請を行ったところ、既に建築計画が決まっており、土地の面積が減ると現在の計画が成り立たないため、協力できないとの回答でした。そのため、引き続き建替え等の機会がある際は用地取得の協力要請を行ってまいります。 現状につきましては、「速度おとせ」や「スクールゾーン」といった路面標示にて、安全対策を行っております。なお、現在「スクールゾーン」の路面標示が薄れているため、今年度修繕を行います。	
添付資料	

（４）交通不便地域における建築許可と指導

＜松尾市長＞

令和４年１月に、地元から市のほうに、この交差点付近での新築計画があるので、これを機会に道路を広げたら良いのではないかというお話をいただいた経過がございましたが、そのときに、土地の所有者に協力要請を行ったのですけれども、協力はできないという回答で、用地取得ができなかった経過があります。

問題解決とすると、「速度おとせ」とか「スクールゾーン」といった路面標示にて安全対策を行っていくことが考えられますので、路面標示が薄れているところについては、今年度中に修繕を行いたいと考えています。

＜大町六・七丁目自治会 前山会長＞

たしかに合法に建てていらっしゃるのかもしれないのですけれども、そこがスクールゾーンであること、ましてや雨が降る日には下を向いて傘を差しているのにもかかわらず、人がたまる場所もなく、本当にかわいそうで、危ないなと思いながらいつも見ているのです。ですから、合法ではあるのですけれども、何とかならないものかなと思いつつ、こちらに書かせていただきました。

これから対策として「速度おとせ」、「スクールゾーン」という路面標示をしっかりとくださるということなのですが、どうしたものかと、改めて事故が起きないことを今祈っている状況です。

番 号	06 鎌倉南－5
テーマ	クリーンステーション監視&防犯目的兼用のカメラ設置について
内容詳細	不特定多数の人が通る道沿いのクリーンステーションで無分別ゴミ、不法ゴミが散見され、カラスに荒らされたりして迷惑です。観光客等「一見（いちげん）さん」の可能性もあり、犯人特定は困難です。一方、4月16日付で防犯目的のカメラ設置についての調査を拝見しました。当自治会では、防犯よりか、クリーンステーション監視の方が遥かに重要性があります。両目的に対して、カメラ設置の補助 or 無料化を検討願います。
担当部課	市民防災部 地域のつながり課

議題に対する回答等

市では、自治会町内会等の自主防犯活動団体が「地域における犯罪の抑止」を目的として地域防犯カメラを設置する場合は、その費用の一部を補助しています。要望されている防犯カメラ設置の無料化はできませんが、この地域防犯カメラの撮影範囲にクリーンステーションを含めることができる場合がございますので、設置を検討される場合は、地域のつながり課に御相談ください。

なお、地域防犯カメラの設置に当たっては、プライバシーに関するトラブルが発生することのないよう、市が策定した「鎌倉市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を御確認の上、防犯カメラの設置場所、設置表示、撮影された画像の利用・提供の制限等を慎重に御検討くださいますようお願いいたします。

添付資料

（５）クリーンステーション監視&防犯目的兼用のカメラ設置について

<松尾市長>

これについては、将来的に戸別収集になることによって解決できる部分もあると思っておりますけれども、現在、市のほうでは防犯カメラの補助を行っているという仕組みでありまして、無料化というところまではまだ計画としては持ち合わせていない状況です。

ただ、御要望にあるように、クリーンステーションの監視が目的だとしても、防犯カメラの設置をする際に、クリーンステーションも含めることができる場合もありますので、そのような形で対応していくということもできるかなと思っております。

<東水会自治会 菅野会長>

ありがとうございます。戸別収集の話は、これを出したときに知らなかったのも、それはよかったと思っています。

ただ、私がこの質問をした意図は、防犯カメラにお金を出すぐらいだったら、こういう目的に出したほうが有効なのではないかという問題意識です。つまり、防犯カメラの枠組みの中で運用することは、いわば妥協策みたいなところがあって、そうではなくて、クリーンステーションを監視する、平和な地域なので、防犯の意味はあまりないですけれども、クリーンステーションの乱れというのを、カメラを置くことによって防ぐことができるし、それから実際、何かやっている人がいたならば、その人をピンポイントで特定して注意することができるので、そういう目的のためのカメラを考えていただいたら良いのではないかというのが私の問題提起です。

防犯とは切り離していただいたほうが、分かりやすかったかもしれないと、防犯カメラは30万円ぐらいしますが、そのうち10万円ぐらいを自治会が負担してということになっていますけれども、今、家電量販店などに行くと、数千円とか1万円ぐらいで監視カメラが売っているのですよね。そういうカメラを、クリーンステーションの場所にそれぞれつけることができれば、きちんと捨てようというもののリマインドにもなるし、それから先ほど申し上げたように、本当に不届き者がいたときには、その人に対する抑止力にもなっていくので、値段の安いカメラをクリーンステーションにつけることができるように考えていただけたら良いのかなと思っていました。

ただ、戸別収集が本当にうまくいけば、結構解決できる気はしておりますので、戸別収集が進まなかったら再度検討していただきたいと思います。

<大町四丁目自治会 中村会長>

プライバシーに関するトラブルが発生することのないように、市が策定しているガイドラインがあるかと思いますが、その中で、監視というのはどのような捉え方をして書かれているのでしょうか。

<市民防災部 永野部長>

ありがとうございます。会長には御理解をいただいたと思いますけれども、今は防犯カメラしかなかったのも、それを当てはめればというような意味で、回答を作らせていただきました。

防犯カメラの場合には、犯罪が起きたときに、犯人捜しを皆さんのほうでなさることはなかなか難しいと思います。個人を特定して対応するというのは法的な問題もありますし、プライバシーの件でどこまで踏み込んでいいのかということもあると思いますので、防犯カメラをつけるときには、最初に運用を決めておいてくださいというのがガイドラインというところだと思います。

ですから、防犯カメラの映像を自分たちで確認するというのは、防犯カメラの部分でイメージして

いた内容ではないので、回答が的を射なかった部分があるかと思いますが、ぜひ戸別収集ができればよいと思っています。

＜大町四丁目自治会 中村会長＞

同じようなことが大町四丁目でもあったので、御報告です。実は、ごみステーションの前でたむろしている人たちがいて、それが誰なのかを特定して注意したいということを言っている方がいて、同じように監視カメラをつけたほうが良いのではないかという御意見をいただいたことがあります。

僕の中では、監視をする社会って何だろうと思ったところがあったので、まずはここで騒がないようにしましょう、ごみは持ち帰ろうという立札から始めようという話をして、それを実行したら、いなくなったのですけれども、やはり監視をするというところは、自分の町内では抵抗感があって、そういう対応をしたことがあります。でも、それも戸別収集だったらうまくいくことかなと思いますけれど、意見として述べさせていただきました。

＜東水会自治会 菅野会長＞

私のところも、ちゃんと捨てようという貼り紙を5個ぐらいのステーションにやって、実際、それが効力を発揮したこともあります。今回、すごいしつこいのがいて、計画的にやっている人がいて、これはなかなか手に負えないなというのがあります。何でもかんでも監視というのは私もよくないと思っていて、みんなが見ているよ、それから、地域の和を乱したくないから、ちゃんと捨てようねというのをきちんとやっていくのが地域の役割だと思うので、それはやっていきたいと思うし、必要だと思いますが、ちょっとそれで手に負えないケースがあるということですよね。

その場合は、非常手段として監視カメラをつけたら良いと思うし、先ほどの続きで言わせていただくと、監視カメラがそのようにつけられるようになると、ダミーのカメラでも良いようなケースが出てくると思います。そういう意味では、トータルのコストは実はそんなにかからなくて、割と有効だと思ったところがありますが、これも全て戸別収集で解決されることだと思っています。

番 号	06 鎌倉南－6
テーマ	材木座海水浴場が「ブルーフラッグ」の認定を取得できないか
内容詳細	由比ガ浜（藤沢・逗子）と同じように認定を受けたい。水質、安心・安全、バリアフリー、環境教育など多くの認定基準があるが、それには海浜組合、漁業関係者、自治体、企業、住民が連携して取り組まなくてはならない。未来に向けて美しい、安全な海を持続していくという大きな希望を多くの人々に賛同し、参加していただきたいと思います。市からの助言・援助を期待する。
担当部課	市民防災部 観光課

議題に対する回答等

ご指摘のとおり、ブルーフラッグ認証取得に関しては、市だけではなく、海水浴場に関わるあらゆる関係者の連携が不可欠となります。また認定を受けることがゴールではなく、未来に向けて美しい、安全な海を持続していくこそが目指すべきゴールとなります。

本市では、平成28年（2016年）4月に由比ガ浜海水浴場がブルーフラッグ認証を受けておりますが、由比ガ浜では海浜組合との協働事業を軸として、関係する団体がそれぞれの取組みを通じて、これまで多くの厳しい基準を継続してクリアするための努力を続けています。

材木座海水浴場で認定を目指される取り組みにつきましては、海浜組合、企業、住民の皆様など、様々な関係者が主体的に関わり、合意形成を図りながら機運を高めていく必要があると思いますので、市役所からも助言を行うなど、認定に向けて連携してまいります。

添付資料

（６）材木座海水浴場が「ブルーフラッグ」の認定を取得できないか

＜松尾市長＞

ブルーフラッグの認定取得につきましては、鎌倉市だけで行うわけではなくて、関係者の皆様の連携が不可欠の取組でございます。鎌倉市では、由比ガ浜が平成28年にブルーフラッグの認証を受けたのですが、このときも由比ガ浜の海浜組合との共同事業ということを軸として、基本的には海浜組合が中心となって取組を進めてきたという経過があります。というのも、毎年審査、認定を受けなければならないので、やはり組合の方たちが主体的に継続して頑張っていないと、なかなか継続しないということがありますので、このような形でやっているところです。

材木座海水浴場でも認定を目指されることにつきましては、決して否定するものではありません。市としてもしっかりと皆さんと連携をしながら取組を進めていければと思っています。

＜若松町自治会 山口会長＞

ビーチでのブルーフラッグの認証を受けるにあたり、四つの分野の基準を満たさなければいけません。海岸の安全とサービス、水質、環境マネジメント、これはどんなことかと少し細かく言えば、ごみの分別、リサイクル、生態系の保護です。そして、環境教育と情報伝達、これはどんなことかといえ、ビーチ利用者への環境教育と環境問題に関する情報開示などですね。以上の四つのことをクリアしなければいけません。一つ一つを取って考えれば、これらは海岸付近に暮らす私たちにとって、当然の義務、責任のようなものではないでしょうか。汚さない、安全を守る、みんなで理解、認識して、そして啓発し、それを子供たちに伝える。これは21世紀に生きる我々の自然の振る舞いです。

ブルーフラッグの取得にあたり、海浜組合、漁業関係者、自治町内会ですね。それからまちの企業、それから商店街の人、住民、そして市役所が連携して取り組まなければいけません。また、これらの中で一番大切なことは、この過程で、周辺地域の多くの人々が関与することにより、地域の環境的側面と経済的側面を両立させて、持続可能な発展につながることです。ここでいう持続可能とは、守り、保ち、さらによい方向に進むことができ得るテーマなので、ぜひこれをやっ払いこう、進めよう、発展させていこうということです。

由比ガ浜茶亭組合の方が、由比ガ浜のブルーフラッグの認証に尽力されましたけれども、この方や、材木座の海浜営業組合の方、各自治町内会長の方、漁業組合の方、商店街の方、材木座に住まわれる多くの人たちがブルーフラッグ認証の取得に理解と賛同を得ていくようにする所存でございます。途中、市役所の市民防災部観光課の方及び藤沢にあります日本ブルーフラッグ協会にも色々な御意見を賜りたく思います。市役所におかれましても、ひとつよろしく御指導のほどお願い申し上げます。

それにしても、市長、由比ガ浜の海水浴場はなかなか評判がよろしゅうございます。2016年にブルーフラッグの認証を得たのもその一因だと思いますが、材木座海水浴場もブルーフラッグの認証を今後取得して、由比ガ浜同様に好評を博し、由比ガ浜も材木座も、鎌倉の海水浴場はどこに行ってもきれいで安心できるビーチだということを感じてもらえれば良いと思います。このようなことを材木座に長年住んでおります私は期待しております。

番 号	06 鎌倉南－7
テーマ	孤立・孤独者の支援について
内容詳細	町内に、経済的には自立しているものの、家族・知人もなく近所づきあいも全くしない、いわゆる孤独・孤立化した高齢な方がいます。地域の住民に不安を与えない中で生活をしている分には未だしも、危険ブロック塀や伸びた庭木の剪定問題やカラスの営巣など種々問題を引き起こしています。 既に自治会からは脱会し、民生委員や包括支援センターの職員、市の建築指導課や環境保全課の職員も接触を試みてはいますが、会って貰えずなかなか話が出来ない状況が数年来続いています。 この春先に市のLINEで「孤独・孤立官民連携プラットフォーム」なる組織を立ち上げるという情報がありました。市生活福祉課・市社協・NPO・社会福祉法人きしろの4者で検討するような内容だったと思います。 縦割り行政ではなかなか解決しがたい事例を抱えている中で、引きこもりから社会生活が営めるようにするために大いに期待されると思いますが、検討状況をお聞かせ下さい。
担当部課	健康福祉部 福祉総務課

議題に対する回答等

市では、困りごとのある個人や世帯に包括的に対応するため、令和4年度から重層的支援体制整備事業に取り組んでおり、分野ごとの縦割りの支援では解決しがたい複合的な事情を抱える個人や世帯に対し、分野を問わない相談支援、社会参加への支援、地域づくりへの支援に一体的に取り組んでいます。案件の性格上、簡単に解決には結びつかないことも多いですが、孤独・孤立状態に陥り支援を必要とされる方に対して、関連部署・関係機関が連携して対応を続けております。

一方、鎌倉市版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの「ここかま（人と地域がつながるプラットフォームかまくら）」は、孤独・孤立対策につながる取組を官民が連携して進めていくため創設したものととなります。本プラットフォームでは、地域課題に向き合う団体にも参加してもらい、市民が地域とつながりやすい環境と仕組みづくりに取り組む予定としており、孤独・孤立状態に陥ることを未然に予防できるような地域づくりに繋げていきたいと考えています。

市では、これら2つの事業をあわせて進めていくことで、孤独・孤立のない共生社会の実現に向け、総合的に取り組んでまいります。

なお、内容詳細に記載いただいた世帯について、改めて後日お話を伺わせていただければ幸いです。また、他にも気になる方がいらっしゃいましたら、お近くの地域包括支援センターや、福祉総務課福祉政策担当まで、お気軽にご相談ください。

添付資料	
------	--

（７）孤立・孤独者の支援について

<松尾市長>

現在、孤独・孤立官民連携プラットフォームという組織を立ち上げたことがあります。そこに関連してなのですが、重層的支援体制整備事業を市としては進めているところです。これは、縦割りの支援では解決できないような複合的な事情を抱える個人やその御家庭に対して、分野を問わない相談支援、社会参加への支援、地域づくりへの支援ということを一体的に取り組んでいくというものです。

一方で、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームですけれども、こちらにつきましては、孤独・孤立状態に陥ることを未然に予防できる地域づくりを進めていくことを目的としまして、市と社会福祉協議会、それからNPOセンター、それから社会福祉法人きしろの４者で検討していくことをスタートしているところになります。

短期的にすぐ結果が出るものではないのですが、こうした目標に向かって、一步一步関係者の皆さんとしっかりと連携を取りながら進めてまいりたいと考えているところです。

<芝原自治会 渡辺会長>

今年の４月に孤独・孤立対策推進法が成立しまして、動き始めたのですが、法律ができたからすぐということではないのですが、孤立・孤独しないように、未然に防ぐという意味では、市長がおっしゃられたことも分かるのですが、現に孤立している人はどうするのかという話なのですね。まず、どこに行くのかということです。

実際にその人というのは、自治会にもかつて入っていたのですが、自然に脱会してしまった、民生委員が行っても会ってもらえない、包括支援センターの人が行っても無理という状況なのです。危険ブロック塀の問題で建築指導課の職員が行っても会ってもらえない。カラスの問題で環境保全課が行っても会ってもらえない。コミュニケーションが取れないのです。そういう人はまず、市の窓口でいえばどこに相談すれば良いのか。未然に防ぐという意味は分かるのですよ。現にそうなっている人に対して、どうすれば良いのですかということをお聞きしています。

要は、孤独死や孤立死というのが目に見えているわけですよ。誰にも看取られずにそうになってしまう。冬場なら良いですよ。現にあったのですよ、夏場に。１週間ぐらい亡くなったのが分からなかったという。これは悲惨ですよ。そういうケースが増えてきました。

孤独・孤立してしまった人をどうするかということをやはり、市なのか、社協なのか、こういうプラットフォームなのかは分かりませんが、やはり真剣に考えたほうが良いですよということは言っておきます。

<松尾市長>

ありがとうございます。答えがないというところが答えにはなるのですが、今、会長がおっしゃっていただいたように、地域包括支援センターや、市としては福祉の窓口になりますので、こちらにまずは御相談いただいて、一緒に取り組んでいくことになります。コミュニケーションが取れば、まだアプローチの仕方はあるのですが、それが取れないのが非常に難しく、これはどこが行ってもなかなか難しいのかもしれないということもあります。

ただ、その辺りも含めて、会長だけがお困りだという状況にならないように、我々もしっかりと一緒に考えて、何かできることをやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

令和6年度ふれあい地域懇談会 第2部 回答票

番 号	06 鎌倉南－8
テーマ	旧材木座保育園跡地付近を活用した津波避難施設の整備について
内容詳細	東日本大震災以降、材木座地域の津波避難対策の一つとして、旧材木座保育園跡地を活用した避難施設の整備を、都市計画課を窓口としてまちづくりの面からも要望して来ていますが、残念ながら進展していません。 本年1月1日に発生した能登半島地震でも、津波が発生し被害が生じており、首都直下地震も今後30年以内に70%の確率で発生すると言われている中で、周囲に高い建物もなく高台から遠い滑川河口周辺及び河川沿いの住民にとって、数年後には津波避難ビルとして利用可能であった鎌倉消防署も移転することから、避難所の整備は急務の課題となっています。 この度、隣接する地域医療センターについて、山口医師会長が老朽化したセンターについて移転か隣接する旧保育園を改築して利用する等の対策を訴えているのを目にし（鎌倉朝日 2024年1月1日号）、現在使用していない下水道ポンプ場及び旧材木座保育園跡地、そして地域医療センターの3カ所の面的整備により、行政課題を解決することを強く要望いたします。 なお、昨年ふれあい地域懇談会第1部市長からの報告の質疑の中で、同様の視点の問題提起をしていることを申し添えます。
担当部課	まちづくり計画部 都市計画課 総務部 公的不動産活用課 都市整備部 道水路管理課

議題に対する回答等

旧材木座保育園については、現在、鎌倉市医師会（休日・夜間診療所）等へ貸付しそれぞれ暫定利用されていますが、鎌倉市公的不動産利活用推進方針では、貸付期間終了後、貸付・売却の方針としています。一方、土地の利活用については、市民の意見等も踏まえながら慎重に行うことが必要と捉えており、津波避難のための用地利用の可能性についても考えてまいります。

添付資料

（８）旧材木座保育園跡地付近を活用した津波避難施設の整備について

<松尾市長>

長年の課題ですが、まだしっかりとした結論が出ていないものだと思っております。現在、市として検討しておりますのは、医師会、歯科医師会、薬剤師会の３師会ですけれども、こちらのほうで、いわゆる地域医療センターを新たにつくっていくということで、それをどこにつくっていくかについて、具体的な協議をさせていただいているところです。まずはしっかりとこの方針を固めてまいります。それが固まりますと、御指摘のように、医師会が今ある場所の活用にもつなげていけることになってまいりますので、その点について具体的に進めてまいりたいと思っております。

また、消防署のところについては、津波の避難施設としては適地だと我々も考えておりますので、ここについてはしっかりとそういう機能が入るようというのは以前からお約束をさせていただいているところでして、そのように進めてまいります。加えて、地域の集会所についても強く要望をいただいておりますので、そこも含めて整備ができるように考えているところです。

<芝原自治会 渡辺会長>

今年の５月ですが、医師会長と材自連の三役とで話し合う機会があったのですが、医療センターが老朽化しているということで、市のほうから、ここはどうだという形での土地の斡旋はあったと。ただ、残念ながら、帯に短したすきに長しという状況で、なかなか適地はないと。ただ、休日・夜間診療所については、あそこの場所が発祥の地であって、大船か深沢に行けば大きな病院があるので、やはり旧市街の中、今のところに休日・夜間急患診療所をつくっていききたいと。

医療センターを建て替えるのは大ごとなので、材木座保育園のところの発熱外来を含めて、そこで診療しているのですが、あそこが何とか活用できないでしょうかという話で、そういう意味では、材木座自治連合会としては津波避難センターを整備してもらいたい。どちらかといえば、我々は建物の上を利用したい。医師会のほうは１階で十分なところがあるので、一緒に要望しようということになっています。

私は公有財産とは、市民共有の財産なのだろうと思います。管理区分上は、行政財産の用途廃止がなされ普通財産となったならば、売買ないし貸付可能になるということはそのとおりなのですが、平成27年３月の公共施設再編計画の中で、遊休資産については売却等するという方針を出した。私はここが非常に問題だと思います。

売却の方針だって良いと思います。公共施設を維持管理するとお金がかかるので、やはり統廃合というのは必要だと思っているのですが、ただ、市民共有の財産だという建前からいうと、遊休になった資産、例えば材木座保育園については、材木座自治連合会の中でも特に津波避難困難区域と言われている芝原、あるいは上河原、こういう人たちは逃げ場がないので、何とか材木座保育園の跡地に避難施設を造ってもらえないかということを出したのです。同様に、鎌倉医師会のほうでも、急患の診療所については、あそこで何とかできないでしょうかということをやったわけですね。

市長を前にして口幅ったいですが、行政の本来の目的は、市民の命と暮らしを守ることですから、その命を守ることに材木座保育園の跡地を活用させてくださいというのは、これはもう切実な住民の要望ですよ。

比較にはならないけれども、森友事件がありましたよね。大阪の近畿財務局で不当に安く払い下げた問題が。国の財産だから良いということではなくて、国民共有の財産が不当に安く払い下げるなんてばかな話はないわけです。同様に、材木座保育園跡地についても、市民の命を守るために使ってほしいということをやっていると、医師会もそうしてくれって言っているのですから、考える余地は私にはないと思います。

ぜひ、自治会あるいは材木座自治連合会の存在意義を示すためにも、やはり自治会に入ってよかった、この自治連合会に入っていてよかったとならなければ、入っている意味がなくなってしまうですよ、本当に。そこは真剣に考えていただきたいということを言っておきます。

<松尾市長>

ありがとうございます。改めて地域の皆さんの総意ということで、これまでもお話しをいただいて、受け止めています。まずは鎌倉消防署の跡地の検討を優先している部分があるのですけれども、今の材木座保育園の跡地の御要望について、改めてそこは受け止めさせていただいて、検討に入りたいと思います。

<仲島町自治会 鈴木会長>

今日のこのテーマは、材木座の11自治会の共通のテーマということで、大変興味を持って聞いております。今日は、市長からも消防署の跡地利用についての議論は継続するという踏み込んだお話もありました。

渡辺会長も言われましたが、この前の花火大会も大変な人出でございましたし、観光客も来るということで、市民だけではなくて、材木座保育園の跡地ぐらいの規模の津波避難施設というのは、一刻も早くやっていただいて、消防署のところにももちろん必要ですし、それから、それと並行して、どれだけ助けられるのかというシミュレーションをやって、それで十分なのかどうかということもやっていかなければいけないのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

<芝原自治会 渡辺会長>

市議会の6月定例会の、消防署の整備の関係の質問のところで、日勤救急隊というのを消防本部で検討していると答弁していたのを聞いて、聞いたことないなと思っていたのですが、去年、消防署の移転について、移転するのは仕方がないとしても、消防車や救急車については残してほしいと要望をしたと思いますけれども、市長もその辺については前向きな検討をされたと思いますが、何かそういう意味合いのところはあるのでしょうか。救急車を配置したいとか残そうとか。

<総務部 藤林部長>

公共施設再編の立場から消防本部と話をしていく中で、日勤救急隊の話も出ています。具体的に救急車を何台置くとか、どういう勤務体制にしていくかというのは、まだ検討段階であるというのが実情です。

ただ、公共施設再編で、消防署を統廃合していく中で、やはり現実的に遠くなる場所、2.5キロ以内だから良いだろうということだけではなくて、そういうところに何らかの手当てをしなければいけないというのは、消防長とも今、話をしています。ただ、この場の回答として、公式にどこに何台というのは申し上げられません。市の中での検討だということです。

<芝原自治会 渡辺会長>

検討しているということで受け止めさせていただきます。

番 号	06 鎌倉南－9
テーマ	民生委員・児童委員等の候補者推薦について
内容詳細	先日、生活福祉課から令和7年度民生委員・児童委員の一斉改選にあたり次期候補者の推薦の依頼がありました。当自治会におきましては従来候補者を推薦すべく十数名の候補者にあたってきましたが、常に次の理由で断られてきました。 ① 子育てあるいは両親の介護等世話をしなければならない ② 女性はパートあるいはアルバイトで働いており暇がない ③ 現役の男性には暇がない そもそも民生委員制度は100年以上、児童委員制度は70年以上経過しており、その間どのような改正が行われてきたかは承知しておりませんが、時代の変遷に伴う環境変化の中で現在の候補者推薦制度は制度疲労を起こしていないのでしょうか。現在、少子高齢化、人口減少化と政府の女性の就労奨励、定年の延長、夫婦共働き等の環境下で益々生活に余裕のある人は減っているのではないのでしょうか。100年前の環境とは様変わりしているのです。 このような環境下、自治会としては候補者を推薦したくても出来ないのが現状です。行政でも状況は十分承知しておられると推察いたしますが、そうであれば自治会の候補者推薦に頼るだけでなく、制度の抜本的な改正を考えていただきたい。たとえば地域包括支援センターの人員補強は可能か、委員の職務は重すぎないか、必要人数は適正なのか、報酬は適当か等。極端な場合として委員は必要なのか、行政が行うべき仕事を肩代わりさせていないか等。
担当部課	健康福祉部 生活福祉課

議題に対する回答等

民生委員・児童委員の候補者推薦にあたり、自治町内会の皆様には大変、ご尽力いただいておりますことについて、まずは厚く御礼申し上げます。

事務局としまして、近年の地域社会の脆弱化や社会環境の変化に伴い、民生委員・児童委員のなり手が不足しているという課題は重く受けとめており、令和5年8月に「民生委員児童委員のなり手を増やすワーキンググループ」を立ち上げ、民生委員・児童委員の負担軽減のための活動の整理や、地域の皆様への効果的な周知方法、仕事をされている方などにも活動に参加してもらえるような仕組みづくり等について検討を行っています。

また、民生委員・児童委員の主要な役割である「地域での見守り活動」は、地域で暮らす皆様一人ひとりが、できることを、できる範囲で行い、お互いを支え合い、助け合うことで補える部分もあると考えており、現状の課題については、見直しの余地がないか、ワーキンググループや民生委員・児童委員の研究部会員を中心に、様々な検討を行っているところです。

民生委員法及び児童福祉法の定めの中では、制度の抜本的な改正を市単独で行うことは困難な状況ですが、民生委員・児童委員の候補者の推薦を地域の皆様にお願いしていく中で、自治町内会をはじめ、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、学校、スポーツ振興会、老人クラブなどに対し、同じ地域に暮らす仲間として、誰もが安心して暮らせる地域づくりに、協力していただきたい旨をお伝えしていきたいと考えています。

時代の流れに沿った民生委員・児童委員制度への見直しについては、機会を捉えて国・県に要望を挙げてまいります。

添付資料

（９）民生委員・児童委員等の候補者推薦について

<松尾市長>

こちらも継続して御要望をいただいている話で、なかなか民生児童委員の成り手が見つからない、会長にその責務があるという中で、大変御苦労があると認識をするところです。

そもそもの在り方については、昨年の８月にワーキンググループを立ち上げまして、議論をさせていただいているところです。これは法律で定まっているところもあるのですが、市のほうで決められる部分もありますので、どのようにすると今の時代により即した形になるかというところを今、議論させていただいているところです。またこの点については引き続き、色々と御意見を伺いながら、より実情に合った形で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

<神明町自治会 三輪会長>

民生委員については、今、御回答いただきましたが、ワーキンググループというのはどういう方がメンバーなのか。

<健康福祉部 鷲尾部長>

今、ワーキンググループは６名の方で構成をしているところですが、民生委員・児童委員協議会の方が３名、それから社会福祉協議会の方が１名、それから自治町内連合会の方が１名と、それから介護などに詳しい在宅生活相談センターの方が１名というメンバーでやっているところでございます。

<神明町自治会 三輪会長>

何年かに１回、自治会長宛てに民生委員を推薦しろという依頼が来ましてね、市のほうから。これは受けたほうとしたら、何とかしなければいけないと思いますが、もう何遍も候補者に当たって打診したわけですよ。ところが、なかなか良い回答が得られない。これは各自治会とも同じだと思います。各自治会とも困っているのです。

私が言いたいのは、ワーキンググループで早く結論を出してほしいのと、もう民生委員なんて時代にそぐわないですよ。原則無報酬でしょう。今は奥様方もほとんど働いていますよ。おそらく親の世話もしないといけない。そのような中で、無報酬で働いてくださいなんて、頼むほうが頼みにくいです。おかしいです。

民生委員の制度は国が決めたことですが、市のほうでできる範囲で、ワーキンググループをやられているというから、とにかく早くそこで結論を出して、民生委員のなり手が出やすくなるような制度をつくるべきだと思います。今のままでは駄目ですよ。何回お願いしたって同じです。その辺も、担当課へ行っても全然分からないのですよね。要は、制度自体がおかしいのだから、少し考えてくださいと言っています。ぜひワーキンググループにて抜本的な改革をお願いしたい。次、自治会長宛てに推薦してくださいという依頼をするときには、それだけではなくて、何かアイデアを出していただきたいです。

その他

＜神明町自治会 三輪会長＞

空き家の草や木がぼうぼうだったので、都市整備部に行ってお願ひしたのです。そこの家は引っ越して、所有権が移ってしまった。もう半年ぐらいたっているけれど、相変わらず何もやってない。それで、ぜひ整備をお願いしたいと都市整備総務課に相談に行ったのですけれど、返事は何だと思ひますか。それは「個人情報だから一切お答えできません」でした。こんなので良いのですか。

私は新しい所有者の個人名を聞いているのではない。市のほうから連絡していただいて、やるつもりなのかやらないつもりなのか、やるならいつ頃やるのか、そのぐらひの回答を自治会長にしてもらわないと、自治会としては後の対策が立てられないではないですか。草が生い茂ってしまったら、防犯、防災上好ましくないわけです。そういう公共の利益を無視して、個人情報が大切だから一切お答えできません、こんなことで良いのですかね。

私は、公共の利益と個人情報の利益を比べれば、裁判だとどうなるかは分からないのですけれど、公共の利益が優先すると思っているのです。これは私の考えですけれど、市は違うわけです。個人情報だから内容も氏名も一切お答えできません。これで終わりです。私は2度行ったのですよ。それでもまた、個人情報の保護のために一切お知らせできませんという回答でした。

私は自治会長として、防災とか防犯、それから地域住民が安心して暮らせるように、何かあれば対応しようと思っているわけです。それに対して、個人情報優先するというのは信じられなかったです。私も法律を若干やっておりますので、公共の利益が優先か、個人情報優先かという話をしたわけですが、市の考えはいかがですか。

＜都市整備部 森部長＞

空き家の問題は、三輪会長をはじめ多くの会長様が苦勞されていらっしゃることだと思います。また、日々の環境維持のために苦心していただいていることも十分承知しておりますが、我々としては、個人情報、相手方のプライバシーという観点から、大変申し訳ないですが、今はお答えすることができない状況になっております。

我々が何をやるかということですが、情報をいただいたものに対して、都市整備総務課住宅担当の職員が現場を確認しているのですが、今年から予算をいただきまして、民間の業者に頼んで、できるだけ早く現場を確認して、相手方に連絡を取るということをしております。

＜神明町自治会 三輪会長＞

自治会長の皆さん、困っているのですよ。答えられないのは、やはり個人情報だからですか。個人の名前を聞いているのではないのですよ。やるかやらないか、それだけを聞いているのですよ。それも個人情報なのですか。

＜都市整備部 森部長＞

個人情報というのは、おっしゃるとおり個人の名前ですとか住所になりますが、今説明しているのは、個人に関する情報です。同じ個人情報保護法にあるのですけれど、個人に関する情報ということで、その対応もお教えすることができない状態です。

＜神明町自治会 三輪会長＞

要支援者の情報は自治会長に公開していますよね。それとの関係はどうなのですか。

<松尾市長>

本人の同意があれば、個人情報提供はできます。要支援者の情報は、そういう形で提供できているということです。

<神明町自治会 三輪会長>

今の件も、同意があるかないかも全く分からないのですよ。家主の同意がないといえやらないということでしょう。同意はありましたとか、それも答えられないのですかね。

<都市整備部 森部長>

市がコンタクトを取った際に、相手方からそういった情報を伝えて構わないという同意を得られればお教えすることはできるのですが、その同意が得られてないということです。

<神明町自治会 三輪会長>

では、先に進めないということですか。我々はどうしたら良いのですか。

<都市整備部 森部長>

市のほうで家主のほうにコンタクトを取っています。

<神明町自治会 三輪会長>

我々は一切知らないですよ。一切返事がないのですから、自治会長としてやりようがないではないですか。相談してきた方にお返事できないではないですか。鎌倉市の行政として、市は一切回答しないと言っています、ですから、私、自治会長は一切なににもできません。こういう話になります。そんな対応で良いのですかね。

だから私が言っているのは、公共の利益と個人情報保護の利益とどちらが大切ですかということですよ。単に個人情報だからだめというわけではなくて、公共の利益と個人の利益とを考えて、どちらが大切か、どちらが重いものか、これを判断するのが行政です。個人情報だからお答えできませんと言ったら、話にならないし、簡単な回答ですよ、全て個人に関することは回答できませんって言うだけです。行政として何もやってないことになるのではないですか。

私は、個人情報保護法は天下の悪法と言っているのですけれども、その法律をどう利用するか、どう活用していくかというのが行政の腕の見せどころです。

<仲島町自治会 鈴木会長>

この問題は昨年、仲島町でもありまして、やはり市としては、どういうアクションを取っているとか、どういう状態であるとかは一切お答えできないというところがありまして、1年半がたってやっと更地になったり、壊したりといった動きがあって、初めて分かるのですね、周りの者は。

1年半ぐらいずっとフラストレーションが溜まるわけですよ。個人情報を聞きたいわけではないので、こういうことをやっておりますとか、ここはもう自治会でやっていただいて良いですよとか、そういうところはコミュニケーションを取っていただければと思います。

<大町五丁目自治会 山田会長>

私どもの自治会でも、住民の方から、お隣の庭がぼうぼうなので何とかしてくださいという要望が来たわけですが、市のほうに、こういう状況だけでも、何とか調べられますかと聞きました

ら、やはり市の方では調べ方があるのですね。実は、私どもも知らなかったのですけれども、そのぼうぼうにしてるお宅は実は借地だったのです。

私どもが転入してくるより前にいる方だから、その方の土地だろうと思っていたのですけれども、実は借地であると。それで、お住まいになっている方は、今、施設に入っているということは私も知っていたのですけれども、市のほうで前に進むようにやりますと、ただ少し時間がかかるかもしれませんがということだったのですが、市ではそういうところまで全部把握していて、地主との連絡も取れたのですね。そうしたら、地主のほうが伐採しますということで、庭はきれいになった。その後、宅地に変わりました、今度、新しい家が建つことになりました。

自治会としては、市がそこまでやってくれたので、よかったねという話になったのですけれども、そういう例もあるということで紹介しておきます。

私どもの自治会でも、空き家対策というのは課題に上げるのですね、総会のときに。けれども、結局は何をしたら良いのだろうということになります。2018年の資料としては、大町五丁目の空き家の戸数は18件ということなのですが、私が歩いて数えましたところ、12件なのですね。これを自治会としてどのように活用するのが分からないのです。

個人情報については、当然市は私のほうにも教えてくれませんが、やむを得ないなと思っているのですけれども、今後、どういう空き家対策をやっていくのかを教えてくださいとか、そういうやり取りが地元と市とでできればと思います。自治会で時々見に行くとか、監視もできるわけですから、市のほうから何か情報提供をいただき、一緒になって考えていくことになれば、自治会の中の安全は守られていけるのかなと思ってますので、よろしくお願ひしたいと思います。

<松尾市長>

会長がそれぞれ本当に御苦労されているというのは、お話を聞いて改めて思います。三輪会長や鈴木会長がおっしゃることも本当にそのとおりでと思いましたし、そういう意味では、市の対応があまりにも冷たいというか、紋切り型だとしたらそれは申し訳ないと思いますけれども、法律のある中で我々も仕事しているので、今はこういう対応だということなのだと思いますけれども、これをどうしていくかというところがまさに知恵を出していくところでもあるのですが、現状としてはなかなか良い解決策は出ていない状況です。

何とかしなければいけないという気持ちは我々も同じですので、お互いにできること、できないことを持ち合いながら、引き続き検討させていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

<神明町自治会 三輪会長>

今の話で後日談があるので、私に相談してきた奥様から電話があつて、家の裏はきれいになりましたと言うのです。誰がやったのですかと聞いたら、留守をされていて分からないと。ところが、私が家の反対側を見に行ったら、そこは全然何もやっていないのです。あるいは市のほうで家主に連絡がついてお願いしてやってくれたのか、それにしても片側しかやってないがどうなっているのかということも、市からは一切連絡がないから私は判断ができないし、その方にどう言って良いかも全然分からない。とにかく片側が終わってよかったですねと、それだけは言っておきました。